

岡 就 第 8 9 2 号  
令和4年 3月29日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年11月、12月実施分）

就園管理課

### 【指摘事項】

収入事務について

令和3年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、延長保育事業認定こども園使用料において2万円余（収納率42.1%）、延長保育事業保育所使用料において12万円余（収納率16.6%）、幼稚園授業料において245万円余（収納率1.6%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

### 【改善措置状況】

滞納繰越分の収入未済について

郵送による文書催告のほか、在園児等には園長による催告を実施する等の措置を講じた結果、延長保育事業認定こども園使用料及び幼稚園授業料の収入未済額・収納率（令和4年2月28日現在）を改善することができました。今後も粘り強く催告を行い、収納率の向上に努めてまいります。

なお、現年度分につきましても、園長から保護者への働きかけにより口座振替を推進し収納向上に努めるほか、納期限を経過している者には速やかに督促等の必要な措置を講じ、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

(参考)

(令和3年9月30日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）	円 47,500	円 20,000	円 27,500	% 42.1
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）※	150,200	25,000	125,200	16.6
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	2,498,700	39,150	2,459,550	1.6

(令和4年2月28日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）	円 47,500	円 25,000	円 22,500	% 52.6
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）※	150,200	22,500	127,700	15.0
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	2,498,700	57,400	2,441,300	2.3

※延長保育事業保育所使用料の滞納繰越分から現年度分に歳入更正をしたため、9月末時点の収入済額から2,500円減少。

#### 注意事項

講評を受けた事項については、受けた日から3ヶ月を目途に「指摘事項の改善措置状況の通知」を監査委員宛に報告してください。